

大豆加工品の「国産大豆使用」表示等に関する特別調査の結果について

1 食品小売店における調査の実施概況

(1) 調査概要

全国各地の食品小売店（百貨店、スーパー、食料品専門小売店等）3,003店舗において、大豆加工品（豆腐・油揚げ類、ゆば、納豆、豆乳類、みそ）延べ177,409点の商品を対象に、「国産大豆使用」等の原料大豆に関する表示の状況とともに、加工食品品質表示基準等に基づく表示事項（名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、製造業者名等）について調査を行った。

表1 調査を行った店舗数 (単位：店)

百貨店	総合スーパー	食料品専門スーパー	コンビニ	食料品専門小売店	その他	計
44	381	1,804	366	159	249	3,003

表2 調査を行った商品数 (単位：点)

豆腐・油揚げ類	ゆば	納豆	豆乳類	みそ	計
56,304	2,023	30,032	20,911	68,139	177,409

(2) 「国産大豆使用」等強調表示の状況

店舗調査した商品延べ177,409点の15.0%にあたる26,683点に「国産大豆使用（ 県産などの国内の特定産地表示を含む）」等と表示されていた。品目別の表示率は、ゆば（32.8%）、納豆（18.8%）、豆腐・油揚げ類（17.6%）、豆乳類（13.7%）、みそ（11.1%）の順となっていた。

「有機大豆使用」等の有機大豆を原料としている旨の表示は、11,938点（6.7%）の商品に表示されていたが、中でも豆乳類の表示率は48.2%と他の品目と比べて高かった。

「遺伝子組換えでない」旨の表示は、162,169点（91.4%）の商品に表示されており、すべての品目において表示率が高かった。

表3 「国産大豆使用」表示等の強調表示 (単位：点)

強調表示	品目	豆腐・油揚げ類	ゆば	納豆	豆乳類	みそ	計
調査商品数		56,304	2,023	30,032	20,911	68,139	177,409
国産大豆使用等		9,935	663	5,633	2,875	7,577	26,683
有機大豆使用等		712	7	137	10,088	994	11,938
遺伝子組換えでない		49,732	1,652	28,888	18,552	63,345	162,169
計（延べ数）		60,379	2,322	34,658	31,515	71,916	200,790

注) 一つの商品に複数の強調表示がされているものがある。

(3) 表示事項

加工食品品質表示基準等に基づく表示事項については、大半の商品は適切な表示方法で表示されていたが、表示事項の欠落しているもの1,152点、表示禁止事項に該当するもの1,048点、その他の不適正表示が159点、延べ2,359点の商品(218業者)に不適正な表示が認められた。

この中で、表示事項の欠落については、豆腐・油揚げ類の「名称欠落」がとくに多かった。また、表示禁止事項については、みそにおいて「みそ品質表示基準」で禁止されている「天然」の用語、豆乳において「豆乳、調整豆乳及び豆乳飲料品質表示基準」で禁止されている「自然」の用語を表示している例が散見された。

品目ごとの不適正表示は、表4に示すとおりである。

表4 表示事項の欠落、表示禁止事項などの不適正表示の概況 (単位:点)

品目	豆腐・油揚げ類	ゆば	納豆	豆乳類	みそ	計
不適正表示						
調査商品数	56,304	2,023	30,032	20,911	68,139	177,409
表示事項欠落	825	65	55	121	86	1,152
表示禁止事項	17	1	49	251	730	1,048
その他の不適正表示	75	4	14	16	50	159
計(延べ数)	917	70	118	388	866	2,359

注)一つの商品に複数の不適正表示事項が認められるものがある。

2 「国産大豆使用」等強調表示についての根拠の確認

(1) 調査概要

店舗調査で多くの商品に表示が確認された「国産大豆使用」、「有機大豆使用」、「遺伝子組換えでない」旨の強調表示について、表示内容の根拠を確認するため遡及調査を行った。

調査は、店舗調査で強調表示のあった商品を中心に、303の表示責任者(商品の製造業者または販売者)を選定し、当該業者が製造または販売していた6,453点の商品を対象として、原料の仕入れ記録、製造記録、製品の販売記録等を確認することにより行った。

(2) 調査結果

303業者、6,453点の商品のうち、6,359点については適正に表示されていたが、27業者の94点の商品に不適正な強調表示が認められた。不適正表示の比率は、事業者数で8.9%、商品数で1.5%であった。

不適正表示が認められた27業者94点の商品の内訳は、「国産大豆使用」等に関するものが20業者59点、「有機大豆使用」等に関するものが4業者18点、「遺伝子組換えでない」に関するものが5業者19点であった。

表5-1 強調表示に関する不適正表示品目別内訳 (単位:点)

品目	豆腐・油揚げ類	ゆば	納豆	豆乳類	みそ	(延べ数)計
不適正表示						
国産大豆使用等	40(15)	8(1)	3(1)	2(2)	6(1)	59(20)
有機大豆使用等	16(2)	0	1(1)	0	1(1)	18(4)
遺伝子組換えでない	1(1)	0	6(2)	0	12(2)	19(5)
計(実数)	55(16)	8(1)	10(4)	2(2)	19(4)	94(27)

注1)()内は業者数。

注2) 品目別計は実数、強調表示計は延べ数である。

注3) 一の業者で複数の不適正表示があったため、合計は合致しない。

「国産大豆使用」等に関する不適正表示59点のうち、国内の特定産地を表示しているが実際には別産地の国産大豆原料を使用していたものが23点、国産大豆と外国産大豆を使用しているにもかかわらず使用割合を記載していなかったものが29点、国産大豆の使用がなく外国産大豆のみであったものが7点であった。

) 原材料について、特定の原産地など特色のあるものであることを表示する場合、その使用割合が100%である場合は割合の表示を省略できるが、それ以外の場合は使用割合を記載しなければならない。

表5 - 2 「国産大豆使用」不適正表示内訳 (単位: 点)

国内の別産地	使用割合不記載	国産不使用	計
23 (9)	29 (8)	7 (3)	59 (20)

注)()内は業者数。

「有機大豆使用」等に関する不適正表示18点のうち、有機大豆でないにもかかわらず「有機大豆使用」と表示していたものが16点、有機大豆を使用しているが有機に関する表示方法が適正でなかったものが2点であった。

表5 - 3 「有機大豆使用」不適正表示内訳 (単位: 点)

有機原料不使用	有機の表示方法	計
16 (2)	2 (2)	18 (4)

注)()内は業者数。

「遺伝子組換えでない」に関する不適正表示19点(5業者)は、いずれも、遺伝子組換えでない旨の表示ができない原材料について、当該表示をしていたものであった。

) 遺伝子組換え農産物として流通が認められていない作目(例えばコメや小麦など)について、「遺伝子組換えのコメは使用しておりません」等の表示を行なうことは、「遺伝子組換えのコメが一般に流通しているが、当該製品に使用されたコメは遺伝子組換えでないものである」という誤解を消費者に与えることから、表示禁止事項とされている。

3 遺伝子組換えにかかるDNA分析及び表示根拠の確認並びに表示事項の調査

(1) 調査概要

原料大豆について、「遺伝子組換えでない」旨の表示がある等、遺伝子組換えでないものを分別生産流通管理したことを意味する表示の商品)300点を買上げ、独立行政法人農林水産消費技術センターがDNA分析を行い、遺伝子組換えに関する表示内容との整合性について確認するとともに、加工食品品質表示基準等に基づく表示事項についても調査した。

また、DNA分析の結果、陽性反応を示した商品及び分析が不可能であった商品については当該品の製造業者等に対して、表示根拠を確認するため遡及調査を実施した。

) 分別生産流通管理(「分別生産流通管理(IPハンドリング)」とは、生産・流通及び加工の段階で遺伝子組換え農産物を、遺伝子組換え農産物との混入が起こらないよう管理し、そのことが書類等で証明でされていることをいう。)が行われた非遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品については、遺伝子組換えに関する表示義務はなく、任意で「遺伝子組換えでない」旨の表示をすることはできるとしている。

(2) 調査結果

遺伝子組換え関係

ア DNA分析 1)

商品300点を定性分析(一商品につき3点の試料を分析)したところ、3点とも陰性であったものは89点、1つでも陽性反応を示したもの²⁾は175点(3つとも陽性反応を示したものは78点)、分析不可能³⁾であったものは36点であった。

3点とも陽性反応を示した78点については、再度、原料大豆または商品の定性分析を行い、陽性反応を示した30点について定量分析を行った。

その結果、定量分析の検出限界である0.1%以下のものは11点、残りの19点については0.1%~1.18%であり、いずれも分別生産流通管理を適切に行った場合の意図せざる混入の上限である5%を下回っていた。⁴⁾

イ 製造業者等への根拠確認調査

DNAにおいて陽性であった商品(170業者、175点)及び分析不可能であった商品(36業者、36点)の製造業者206業者に対し根拠を確認した結果、分別生産流通管理が適切に行われており、すべての商品について、遺伝子組換えに関する表示が適正であったことが確認された。

表6 定性DNA分析結果 (単位:点)

	DNA 分析件数	分析結果		
		陰性	陽性	分析不可能
豆腐・油揚げ	143	31	111	1
ゆば	14	7	7	0
納豆	57	14	27	16
豆乳類	27	13	14	0
みそ	59	24	16	19
合計	300(284)	89(78)	175(170)	36(36)

注)()内は製造業者数

- 1) DNA分析は、農産物や食品中の塩基配列のDNAのみを増幅し検出する方法であり、遺伝子組換え農産物が含まれているかどうかを検出する定性分析と、遺伝子組換え農産物の混入率を算出する定量分析がある。定量分析は、農産物については適用可能であるが、加工食品の場合、加熱や醗酵に伴うDNAの変成、分解等により定量分析が不可能な場合がある。
- 2) 定性分析において、遺伝子組換え農産物の混入率が0.001%程度であっても、陽性反応を示すこともある。
- 3) 製造過程での加熱等が原因で遺伝子が分解したことなどにより、分析できない場合がある。
- 4) 生産、流通、製造の各段階において、遺伝子組換えでない農産物専用の機械、施設などを設置することは現実的に困難であり、こうした中で、各段階で適切な清掃等を行うなど最大限の努力をもって非遺伝子組換え農産物を分別しようとした場合でも、その完全な分別は困難であり、遺伝子組換えのものが最大で5%程度混入する可能性は否定できない。

このことから、我が国では、分別生産流通管理が適切に行われている場合には、5%以下の意図せざる混入はやむを得ないものと認めている。

なお、この5%以下というのは、分別生産流通管理が適切に行われている場合の意図せざる混入率であり、例えば、分別生産流通管理を確認していないが結果5%以下の場合や、意図的に遺伝子組換え作物を混入した場合には、適用されない。

加工食品品質表示基準等に基づく表示事項関係

284業者、300点の商品のうち、271点の商品については適正に表示されていたが、21業者29点の商品に表示欠落等の加工食品品質表示基準等に基づかない不適正な表示が認められた。このうち、外国産大豆を使用しているにもかかわらず、国産大豆100%と表示して販売していた商品1点が確認された。

4 不適正表示を確認した製造業者等に対する措置

今回の調査で不適正表示が認められた266業者（店舗調査関係218、強調表示遡及調査関係27、DNA分析関係21）に対しては、国又は都道府県が、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく指示・公表や文書指導等の措置を行ったところである。

表7 不適正表示が認められた製造業者等に対する措置の状況（単位：件）

	不適正事業者数	指示・公表	文書指導	文書啓発 口頭指導	措置未定
合計	266	2	117	139	8
広域業者	13	1	12	0	0
都道府県域業者	253	1	105	139	8

注1) 広域業者とは、複数の都道府県で店舗、営業所、加工場等を展開している業者であり、JAS法上の指示及び立入検査の権限は国にある。

注2) 都道府県域業者とは、店舗、営業所、加工場等が一の都道府県内に存在している業者であり、JAS法上の指示及び立入検査権限は各業者の所在地の都道府県知事にある。

注3) 措置の状況については、平成18年7月5日現在のものであり、措置未定は現在都道府県が対応中のものである。